

# 栃木県における福祉サービス第三者評価の推進機関の設置及び運営に関する要綱

## 1 目的

栃木県における福祉サービスの第三者評価の普及推進及び標準化を図り、福祉サービスの質の向上と福祉サービスに係る情報提供を通じて、福祉サービスの利用者及び提供者双方の利益に資することを目的とした福祉サービス第三者評価推進機関の設置及び運営に関して、この要綱を定めるものとする。

## 2 設置

- (1) 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平成 26 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）（以下「厚生労働省通知」という。）別添 1「都道府県推進組織に関するガイドライン」（以下「都道府県推進組織に関するガイドライン」という。）の 1 に基づき設置する栃木県における福祉サービス第三者評価推進機関を、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）内に置く。
- (2) 前項の推進機関の名称を「とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「県推進機構」という。）」とする。
- (3) 県推進機構は、設置及び運営その他必要な事項について要綱で定めるものとする。なお、県推進機構が定める要綱は、厚生労働省通知による技術的助言を参考とするほか、本県の実態を勘案し制定するものとする。

## 3 業務

県推進機構は、都道府県推進組織に関するガイドラインの 2 に基づき、必要な業務を行う。

## 4 組織

### (1) 委員

- ① 県推進機構に 10 名以内の委員を置く。
- ② 委員は、第三者評価に関する知識を有する者とし、県社協会長が委嘱する。
- ③ 県社協会長は、その職務を遂行するにふさわしい者を委員長に任命する。
- ④ 委員長は県推進機構を代表し、その業務を統括する。
- ⑤ 委員長の指名により副委員長を選任する。
- ⑥ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- ⑦ 委員及び委員長の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- ⑧ 委員または委員長が辞任等により欠けた場合は、県社協会長は後任者を任命または委嘱する。この場合の後任者の任期は前任者の任期とする。
- ⑨ 委員または委員長に、法令違反、著しい非行、重大な事故その他県推進機構の公正性、中立性または品位を毀損すると認められる行為があった場合または長期継続的な欠席その他委員又は委員長としての職務を遂行できないと認められる事情がある場合は、県社協会長は任命又は委嘱を解除することができる。

### (2) 運営委員会

- ① 県推進機構の委員で組織する県推進機構の意思決定機関として、運営委員会を置く。
- ② 運営委員会の業務その他必要な事項は、県推進機構が要綱において定めるものとする。

### (3) 部会

- ① 県推進機構は運営委員会の下に認証部会及び基準等部会を置く。
- ② 部会の業務その他必要な事項は、県推進機構が要綱において定めるものとする。

#### (4) 事務局

- ① 県推進機構に事務局を置く。
- ② 事務局には、所要の職員を置く。
- ③ 事務局に対する指揮命令は、県推進機構委員長が行う。
- ④ 事務局職員は、委員長の指揮命令に従って事務を行う。

### 5 第三者評価機関の認証

#### (1) 第三者評価機関認証要件

県推進機構は、厚生労働省通知別添2「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき、第三者評価機関の認証に必要な事項を定めるものとする。

#### (2) 第三者評価機関の認証

県推進機構は、第三者評価機関の申請を受け、(1)に基づき認証を行うものとする。

#### (3) 第三者評価機関の質の向上

県推進機構は、質の高い第三者評価機関の確保のため、他の都道府県推進組織で認証を受けている第三者評価機関についても、(1)で定める要件を満たす場合は、認証を行うよう努めるものとする。

### 6 第三者評価基準及び第三者評価の手法

県推進機構は、都道府県推進組織に関するガイドラインの5(1)により第三者評価基準を定め、(2)及び(3)により第三者評価を実施するものとする。

### 7 第三者評価の結果の取扱い

#### (1) 第三者評価結果公表基準

県推進機構は、厚生労働省通知別添5「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、栃木県における公表基準を定めるものとする。

#### (2) 第三者評価機関における取扱い

県推進機構は、都道府県推進組織に関するガイドラインの6(1)に基づき、第三者評価機関における評価結果の取扱いについて定めるものとする。

#### (3) 県推進機構における取扱い

県推進機構は、都道府県推進組織に関するガイドラインの6(2)に基づき、県推進機構における第三者評価結果の取扱いについて定めるものとする。

### 8 評価調査者に対する研修

県推進機構は、都道府県推進組織に関するガイドラインの7により評価調査者に対し研修を実施するものとする。

### 9 第三者評価事業に関する情報公開及び普及啓発

#### (1) 情報公開

県推進機構は、その組織に関する事項及び認証した第三者評価機関に関する事項について、情報公開を行うものとする。

#### (2) 普及啓発

県推進機構は、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。その方法は、都道府県推進組織に関するガイドラインの8(2)を参考とする。

## 10 第三者評価事業に関する苦情等への対応

県推進機構は、第三者評価事業に対する苦情等に対して、適切に対応するものとする。

## 11 その他第三者評価事業の推進に関すること

### (1) 第三者評価機関との情報交換等

県推進機構は、認証した第三者評価機関との定期的な情報交換を行う等、第三者評価事業の推進に関する業務を行うものとする。

### (2) 事業の実施状況の報告

県推進機構は、毎事業年度終了後速やかに全国社会福祉協議会に対し、全国社会福祉協議会が別途定める様式等により、事業の実施状況等を報告するものとする。

## 12 附則

(1) この要綱は、平成30(2018)年8月2日から適用する。

(2) この要綱の制定に伴い、平成17年4月1日から適用の「栃木県における福祉サービス第三者評価の推進機関の設置及び運営に関する要綱」及び「栃木県における福祉サービス第三者評価の認証基準に関するガイドライン」は廃止する。